

令和7年 第6回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年3月20日

○議 題

議案第27号 福岡県知事選挙における投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

議案第28号 福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

議案第29号 福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

次回開催日 令和7年3月23日（日）10：00～ 区長応接室
20：45～ 福岡市立中央体育館

次々回開催日 令和7年4月18日（金）10：00～ 区長応接室

議案第27号

福岡県知事選挙における投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第1号

福岡県知事選挙における投票立会人の選任について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区の各投票区の投票立会人を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和7年3月18日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第28号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、中央区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和7年3月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

公職選挙法
第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第29号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、中央区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和7年3月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

公職選挙法
第六十二条

9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。